

第75回 活性化プロジェクトチーム議事概要

開催日時：令和元年7月30日（火）12：00～14：55

開催場所：神戸市 三宮東急 REI ホテル 「ローズ」

出席者：計11名

議 題：1. 暫定措置事業終了後の組織及び事業のあり方について
2. その他

冒頭、会長、担当副会長の挨拶の後、委員長が議長となり、議事に入る。

議 題

1. 暫定措置事業終了後の組織および事業のあり方について

会長からこれまでの経緯について振り返り、7/10の総連合会 正副会長会議等で確認した内容について、以下の通り発言された。

- ・暫定措置事業終了後の在り方については、2年前から検討が進められ、2018,3に5項目の提示がなされた。そのうち、3番目の内航海運適正化事業について全海運では異論があり、その内容について活性化 PT で議論され、結果全海運としては容認できない旨、意見を具申した。（反論）
- ・総連会長から全海運理事会において、適正化事業の趣旨説明がされ、また反論に対する代替案の提示依頼があったことから、全海運活性化 PT で取りまとめ（暫定措置終了後の中央組織の事業のあり方について（全海運原案）2019,1）、理事会に諮り、総連正副会長会議に提示し、かつ、内容説明を行ったがその後代替案に対する議論は進んでいない。
- ・提示した全海運原案の主要3事業（P.5）について、①船員確保・育成事業は概ね意見の一致を見ているところであるが、②輸送市場安定化事業③法令遵守事業については、十分理解されていない部分もあるので、8/19の総連正副の集中討議の場で議論を深めていきたい。

なお、総連が提示した「適正化事業」は、直近の資料においては当該合意概要からは外れ、働き方改革に関する国交省の動向を踏まえ検討する方向に移行している。

○ 総連合会 正副会長会議（4/10）合意概要

4つの検討項目とそれぞれの審議概要を確認したうえで、意見交換がなされた。主な意見は以下の通りである。

① 「暫定措置事業の終わり方」に対する意見

- ・令和2年返済分は、6月時点の納付金確定ベースとあるが、仮に2～3億不足の場合、建造申請は継続されるのか。因みに、6月時点の手持ち資金は、残債務額を優に超えた状況となるが、その対応はどうなるのか。

- ・当該事業の終わり方に並行して、組織・事業の在り方を検討する「再編委員会」（仮称）を総連合会に設置して、議論を練ってはどうか。（現状では時間的猶予を考慮して総連正副会長会議にて議論）

② 「事業について」に対する意見

- ・新事業については、資料4「暫定終了をにらんだ新事業」を柱に対策を講じたらい。 （政策提言、環境と安全対策、船員対策、取引環境改善、法令遵守）
- ・適正な運賃・用船料の確保に資する事業を追加し、柱とする。（資料にある新事業の取引環境改善及び国交省の基本政策部会の議論に含まれている）
- ・組織の在り方が決まらないと検討の余地がない。
- ・「内航海運安定基金」の資金を船員確保・育成事業等の新事業に活用できないか確認すべきではないか。
- ・船員確保に関しては、民間養成の拡充が不可欠であり、併せて、そのPRに努めるべきである。（オペ・オーナーの相互理解）
- ・当面は、総花的に事業を構築するのではなく、最小限の事業で組合費も抑えスリム化を図る方法もあるのではないか。

③ 「財源について」に対する意見

- ・組織・事業が決まらないのに、構造改善賦課金の徴収は考えられない。一方、五組合に対する事務推進費はどうか？各組合維持に影響大である。
- ・五組合再編委員会的なものを設置し検討できないか。

④ 「組織について」に対する意見

- ・全海運提案の3つの態様が考えられるが、前提として中央組織からの事務推進費はどうか組合維持のために確認したい。
- ・総連合会から提示されたスケジュール感は暫定終了に視点がおかれているが、組織・新事業については、先送りで議論を深め構築してもよいのではないか。

以上の意見の他、基本的に組織・事業が決まらないうちに財源・予算の検討は困難である旨、意見の一致が見られた。

2. その他

今回は、8月19日の総連正副会長会議の集中討議の後、8月30日の国交省交通政策審議会基本政策部会の開催を見据え、8月27日に当委員会を開催のこととした。

以 上